

文学のまち大津ロゴマークの使用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、大津市が「文学のまち大津」のブランドイメージを確立し、大津市の文学的魅力を広く発信することを目的として作成した「文学のまち大津ロゴマーク」を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、文学のまち大津ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）とは、別図に掲げるものとする。

(ロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークの一切の権利は、大津市に帰属する。

(使用できる者)

第4条 何人も、ロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 大津市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、宗教、思想等のための活動である場合
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定が得られていない場合
- (6) その他、使用することが不適切と認められる場合

(届出)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長に届出なければならない。

2 前項の規定による届出をする使用者は、文学のまち大津ロゴマーク使用届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に、次に掲げる物件等を添えて提出しなければならない。その届出内容に変更が生じたときも同様とする。

- (1) ロゴマークの使用状況が分かる物件等一式。ただし、提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (2) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出した内容にのみ使用すること。
- (2) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- (4) 別に定めるガイドラインに基づき使用すること。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、届出の日の翌日から起算して1年間とする。使用期間の満了の日までに別段の意思表示がないときは、使用期間を同日の翌日から起算して1年間延長し、以後同様とする。ただし、大津市が期間満了前に使用終了を通知した場合は、通知で定める期日に使用期間は終了するものとする。

(使用の中止等)

第9条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その届出に係る物件等の使用を中止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

(1)第4条各号のいずれかに該当したとき。

(2)第6条各号のいずれかに反したとき。

(3)虚偽の内容により届出したとき。

(4)当該届出に係る使用品等が、第三者に損害を与えたとき。

2 市長は、届出なくロゴマークを使用又は使用しようとしている者に対し、その使用品の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

3 使用中止及び回収等に伴う費用等は、使用者が負担することとする。

(損失補償等の責任)

第10条 市長は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 本要領は通知なく改定する場合がある。改定内容については、大津市ホームページ等で告知する

附則

この要領は、令和7年10月31日から施行する。